



平成17年度「現場で体験NPO県職員研修」協働委託契約

委託者三重県（以下「甲」という。）と受託者 特定非営利活動法人 市民社会研究所（以下「乙」という。）とは、平成17年度現場で体験NPO県職員研修企画実施業務について、次の条項により協働委託契約を締結します。

（総則）

第1条 甲は、別紙企画書に基づく企画及び実施にかかる業務を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（委託期間）

第2条 委託の期間は、契約成立の日から平成18年3月20日までとします。

（委託料）

第3条 甲は、委託料として、金599,130円を乙に支払います。

（委託料の支払い）

第4条 甲は、乙の請求に基づき、前条の金額の8割以内を概算払いで乙に支払います。また、残金は第8条に基づく委託料の額の確定後、適法な請求書を受け取った日から1ヶ月以内に支払います。

（委託業務の遂行）

第5条 甲、乙は、別紙企画書に基づいて平成17年度「現場で体験NPO県職員研修」を実施します。

（委託業務の変更等）

第6条 甲、乙は、天災等やむを得ない都合等により委託業務の内容について変更し、又は中止しようとするときは、事前に協議して決定します。

（業務完了報告書等の提出）

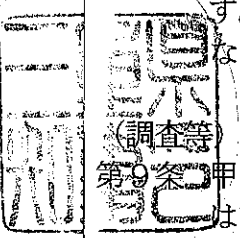
第7条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書及び収支決算書を甲に提出します。

（委託料の精算）

第8条 甲は、前条の業務完了報告書及び収支決算書の内容を審査し、委託料を精算します。なお、精算残金があるときは、乙はすみやかに甲に返還します。

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託した業務についての報告を乙に求め、又は調査することができます。

2 甲は、前項の規定による報告又は調査の結果、必要があると認めるときは、乙に



対して、適当な措置をとるべきことを指示することができます。

(第三者への損害賠償)

第10条 委託業務の履行に当たり、乙の帰すべき事由により甲に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、すべて乙の責任と負担において処理します。ただし、甲の責に帰すべき事由により乙に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、すべて甲の責任と負担において処理します。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この契約による事務処理を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の保護に関する事項」を守らなければならない。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができます。  
この場合において、甲は、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を乙に請求することができます。

(契約外の事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及びこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとします。

この契約を証するため、当該契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

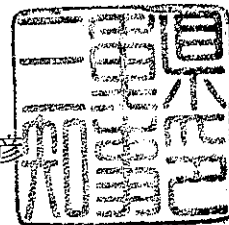
平成17年10月6日

委託者 (甲)

三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野呂 昭彦



受託者 (乙)

四日市市萱生町1200番地 四日市大学内

特定非営利活動法人 市民社会研究所

代表理事 松井真理子



## 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

## 2 秘密の保持

乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 3 収集の制限

(7) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(イ) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

## 4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 5 適正管理

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 6 再委託の禁止

乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

## 7 個人情報の廃棄又は消去

乙は、この契約による事務を処理するために乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲が指定する期間終了後速やかに、かつ、確実に廃棄又は消去しなければならない。

## 8 従事者への周知

乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 保護措置の報告

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

## 10 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っ

ている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

#### 11 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

## 「現場で体験NPO」県職員研修に係る企画書

平成17年9月27日  
特定非営利活動法人市民社会研究  
所  
三重県生活部NPO室

### 1. 趣旨

この企画書は、三重県政策開発研修センター及び三重県生活部NPO室と特定非営利活動法人市民社会研究所が平成16年度に採択されたNPO（ボランティア・市民活動団体）からの協働事業提案で採択された「三重県発！共生社会基盤づくり」で提案された内容を県職員研修事業に反映させることを目的に協働で研修を実施するために作成するものです。

### 2. 経緯

平成14年度に県職員のNPO活動への理解を深めるための研修を実施すべきであるというNPOからの提案を受けて全職員に対する意識調査をふまえて生活部NPO室では、県職員研修を実施してきました。

平成15年度に生活部NPO室の研修担当者が愛知県の「特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた」が、行政関係者や一般参加者を募集しNPO現場見学バスツアーを実施しているという事例を視察し、今後は、NPOが自らの活動を県職員に伝える企画をたて、地域で必要とされている社会課題に取り組むNPOを選んで研修会を実施していくことが望ましいと考えて県内広域の中間支援組織である「みえ市民活動ボランティアセンター」に委託しました。また、このことにより各地域の中間支援組織が地元のNPOを広く市民に紹介するノウハウとして広まっていくことを期待しています。

平成16年度の生活部NPO室が実施した、NPOからの協働事業提案で採択された「三重県発・共生社会基盤づくり事業基盤整備事業」で、「新しい時代の公」の担い手としてのNPOの重要性を県職員がより深く理解するために協働企画を行いたいという提案が政策開発研修センターとNPO室に対して提案されています。

こういった経緯をふまえて、今年度は新規採用職員の必須とし、また、関心の高い職員を含めた研修を行うにあたっては、今までの経験やノウハウを活かしつつ「NPOの重要性」を確認した上での現場体験研修として実施します。

### 3. 目的

「NPOの重要性」について理解を深めた上で、県政の今後の課題となってくると考えられる先駆的な事業に取り組むNPOの活動の現場を知り、「新しい時代の公」を支える多様な主体であるNPOの活動に対して理解を深めるとともに、研修参加者が協働に取り組む意識を育てる研修とします。

4. 研修対象者

平成17年度新規採用者及び研修を希望する職員

5. 研修予算

599,130円(消費税込み)

※内訳については、別添見積書のとおり

※当該事業の費用は、予算範囲内で実施するものとします。

※当該事業は、企画立案から実施までを一式とします。

6. 提案

特定非営利活動法人市民社会研究所は、研修目的を達成するためには、まず、NPOの重要性を抑えること提案します。まず、NPOに関する参加者全てに対する講習会(0.5日)、そして、公共に果たすNPO独自の機能(5分類)を体現する具体的なNPOを選んで現場体験を実施する体験学習(1日)を提案します。

また、特定非営利活動法人市民社会研究所では、「新しい時代の公」の県民局研修を受託しているためそれと関連してより効果的な研修を行っていききたい。

NPOセクターの機能

機能	内容
①公共サービス提供機能	政府・自治体や企業と比べて、住民にとって身近でより質の高いサービス、排除されがちな人へのサービス、低コストのサービス等を提供する機能
②イノベーション機能	新しいアイデアや事業を生み出すパイオニアの役割
③アドボカシー・社会変革機能	政策提言を行ったり、社会変革を推進する役割
④表現・リーダーシップ発展機能	価値観が多様化している現代において、社会の多元性や多様性を促す役割。リーダー育成などの人材育成の役割もある。
⑤コミュニティ建設・民主化機能	人々間の信頼を強固にし、人々の自発的な政治的・社会的参画を促し、地域づくりや地域の民主化を推進する機能

7. 提案に対する三重県の意見

この研修は、平成14年度に特定非営利活動法人赤目の里山を育てる会から、協働を進めていく上で県職員はNPOの現場を知るべきだという提案に基づき実施しているものです。

基本的には、NPO室で先駆的で協働の可能性のあるNPOや中間支援組織という

キーワードで任意にNPOを選択して現場体験を実施しています。また、ただ活動内容を聞くだけではなく、現場で活動するNPOの方と直接議論し、より深く理解する機会を設けています。そのため、研修への参加者は、少人数（15人程度）に絞って実施してきました。その結果、参加者から大変高い満足を得る結果につながっています。また、参加した職員に感想を聞いてみると、その高い満足感は「当初の期待」が良い意味で予想外の活動をしており、確かにNPOの活動はこれからの時代を担う可能性をもった主体として認識できたことも満足感につながる要因と考えられます。

今年度も従来の方針を踏襲し、これからの社会問題を解決していくことに取り組むNPOにスポットを当て、将来的な見通しをもった協働事業の立案にむけた現場体験研修を継続して実施することが必要です。提案内容にある5分類によるNPOの選択は、従来の理論的な部分を補完する提案だと思えます。こういった分類により参加者自身が体験する前にNPOに対する視点を持てたらと期待しています。

ただし、今回参加者の規模が多くなり（135人程度を予想）、従来の少人数での議論ができる状態で実施するためには10回程度の実施が必要になります。当初いただいた提案では体験が5回とされていましたが、9月12日の協議で1会場2コースに分けて実施するという結論で合意しました。

従来良さを活かしつつ、参加者が「NPOの重要性」について理解し、協働に対する考え方を裏付けられる良い体験研修となることを期待しています。

## 8. 実施方法

### 1. 講義

日程：平成17年12月16日（金） 午後2時～午後4時30分

場所：津市内

内容：講義「NPOの存在意義」（ビデオ視聴を含む）

### 2. 現場体験

日程：1/16、1/23、1/30、2/6、2/13、2/20 各参加者1日を予定

※午前・午後入れ替え等を実施して柔軟に対応します。

場所：県内主要箇所（四日市市、津市、伊賀市、松阪市、伊勢市等）

内容：5つの分類を体現するNPOの活動に触れる。

## 9. 企画実施に向けた事前準備

(1) 5. 提案に掲げる分類に基づいて、各県民局担当者が担当する管内のNPO法人（主観的に特に体現すると思われるNPOであれば法人格を問わない）を機能分類する。

(2) (1)の機能分類表に基づいて特定非営利活動法人市民社会研究所と各県民局NPO担当部署と現場で体験NPOの実施にふさわしいと考えられるNPOを選定し、地域の実情に沿った体験内容などの企画を行う。

## 10. 企画立案段階における課題

(1) 受け入れ先NPOの選択について

各県民局から提案されたNPOの資料について、事業報告書の期限を守っている等、法令遵守及びNPO室が把握している現状と併せて、県民局単位で検討します。

(2) 従来研修との整合性の確認

- ・従来の研修は、少人数（15人まで）を基本としているので、今回は受け入れ先を2つ設けた場合コース別（コース1：A法人→B法人、コース2：B法人→A法人）で対応します。つまり、30人が申し込んだ場合は、15人でコース1と2に分けて、入れ替えにより対応します。
- ・複数カ所への申込みがあった場合は、申込状況により判断しますが、受け入れ先毎に可能な受入人数があるので先着順等により判断します。
- ・受け入れ先のNPOのプレゼンテーションについては、事前の打ち合わせと当日のファシリテーターによりサポートし、効果的なNPOの活動紹介を行います。
- ・研修結果については、研修者からNPOへのエール等を記入する欄を設けて、フィードバックします。
- ・企業とNPOが関係する内容が含まれる場合は、企業の担当者の出席をお願いして、ステークホルダー等の考え方について参加者と直接対話をする機会を作ります。
- ・将来的にはなやプラザの独自事業として展開することを予定しています。

(県担当者の意見)

昨年度協働で実施したみえ市民活動ボランティアセンターは、「特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた」の実施しているNPO現場見学ツアーを視察し、今年度から同様の事業を開始する準備をしています。協働した経験が形を変えながらも継承されていて、地域のNPOと中間支援がうまくつながっていくとよいと思います。

今回もなやプラザで四日市市のNPOの紹介等につながる独自事業展開を考えてもらっていますし、興味関心のある活動へ市民や行政職員が参加する機会が増えていくものと考えられます。また、今後は、こういったNPOへの現場研修会がNPO主催で行われることが理想です。来年度は公募型の事業として位置づけを変更し、地域の中間支援組織への移行事業として進めていきます。この事業の成果は、公募に対する応募があったときの選定基準の策定や研修の実施手法として公開します。

(3) 企画開発費用の負担について

- ・当初の開催予定地区は、県内主要5箇所（四日市市、津市、伊賀市、松阪市、伊勢市）としてきましたが、箇所数にはこだわらず、東紀州も予算範囲内で実施します。

(4) 研修事業の実施について

集合研修等の日程を仮おきして検討します。

また、個別研修はNPO室から1名が参加してサポートします。



## 1.1. 企画実施に向けたスケジュール

平成17年7月

県民局NPO担当者向け説明会実施(7/25実施済み)

平成17年8月

各県民局NPO担当者から管内NPO5分類調書提出  
手法

- ・ 様式は任意
- ・ 管内中間支援組織やNPO室と相談により分類してもらっても可とします。
- ・ 北勢県民局などNPO法人が多数存在するところについては特定非営利活動法人市民社会研究所が支援を行います。
- ・ 管内主要NPO(NPO法人+法人格がなくても活発なNPO)の機能別分類(主たる機能。分類困難なものは複数可)
- ・ 各主要NPOの活発度評価(A:活発 B:普通 C:不活発)
- ・ 締切 8月末

平成17年9月～

9/12 日程調整等打ち合わせ(四日市大学)

企画書に日程等仮設定して、NPO室と政策開発研修センターにて調整を行います。

政策開発研修センターとNPO室で日程に合意が出来た段階で、契約書と企画書を市民社会研究所にNPO室から送付し、市民社会研究所から正式な見積書をもらいます。

企画書に基づいて、NPO室と特定非営利活動法人市民社会研究所の間で契約を締結します。業務完了報告書の様式をNPO室より特定非営利活動法人市民社会研究所へ送付します。以降の費用については、業務完了報告書に記載してください。

契約書に基づいて、特定非営利活動法人市民社会研究所から契約金額の概算払い請求を受けて、NPO室の予算(30万円)、政策開発研修センターの予算執行委任額(30万円)のうち8割を上限金額として概算払いします。

調査書に基づいて特定非営利活動法人市民社会研究所と各県民局NPO担当者と管内で実施する場合の企画案等作成します。

平成17年11月

政策開発研修センターと市民社会研究所の間で研修の日程を決定し、特定非営利活動法人市民社会研究所から各受入先へ連絡します。

日程等の変更など調整を行い、特定非営利活動法人市民社会研究所が研修プログラムのチラシを作成します。

この修会プログラムのチラシを受け取り政策開発研修センター(新規採用者)、NPO室(その他職員)にて庁内募集を開始し、締切日に参加者を市民社会研究所へ連絡します。

人数等の調整を行います。

研修参加者むけのアンケートを作成し、研修の効果測定指標を話し合います。

協働事業ふりかえり会議（中間期）を実施する。

平成 18 年 12 月 16 日 集合研修 午後 2 時～午後 4 時 30 分

平成 18 年 1 月 2 日 事業実施  
月 1/16 北勢  
1/23 中勢  
1/30 松阪  
2/6 南勢志摩  
2/13 伊賀  
2/20 東紀州

平成 18 年 3 月 参加者アンケートの回収・分析の上、特定非営利活動法人市民社会研究所から業務完了報告書を NPO 室に提出する。  
政策開発研修センター、NPO 室及び特定非営利活動法人市民社会研究所が集まって参加者アンケートに基づく反省会及び協働事業ふりかえり会議の実施をします。  
特定非営利活動法人市民社会研究所から提出された業務完了報告書にて予算執行状況及び成果について確認し、請求書に基づいて精算処理を行います。

(参考) NPO 室の推薦する NPO 一部紹介

- 三重ダルク（津市・社会問題）  
薬物依存症という病気を抱える人の社会復帰プログラムを実施する NPO です。  
ダメゼッタイというスローガンを掲げている行政と薬物の使用を許容すると行政は、協働していくかの判断を含めて、どう「協働」していくか考えなくてはなりません。
- 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター（鳥羽市・地域再生）  
伊勢志摩再生計画により事業の一環として位置づけられた伊勢志摩バリアフリーツアーセンターは、最終的には特別養護老人ホームに入っている方でも家族との旅行を楽しむことまでも視野に入ってきました。誰でもいけそう、楽しそうとささえる仕組みとそこへの資金の仕組みについて考えたいと思います。
- MC サポートセンターみっくみえ（桑名市・青少年課題）  
中学生世代で爆発的に広がりつつある性病などを含む性的問題は、無知から広がっていると考えられています。小学生世代、中学生世代に性専門家としてプログラムを実施している MC サポートセンターは一部の人からバッシングされても世の中を変えるために自分たちのミッションを変えることのない NPO です。

● チャイルドライン24 (津市・子育て)

自己肯定感が欠如した子ども達に、子どもの心の居場所をつくるチャイルドライン24は、「新しい時代の公」のモデル事業です。しかし、事業費全体額をすべて行政に頼るわけではありません。地域や企業を巻き込みながら子どもの心を受け止めるネットワークの構築を目指しているNPOです。

● 市民ネットワークすずかのぶどう (鈴鹿市・中間支援組織)

商店街の一角に市民情報の場として確たる地位を拓けつつある市民ネットワーク鈴鹿のぶどうは、授産施設の物品を定期的にジョイントセールとして売ってきました。今年は、店舗を設けて行っていきます。地域での活動がだんだんと実を結びつつあるNPOです。

● 伊賀の伝丸 (伊賀市・国際)

多言語の能力をもつボランティアをうまく活かす仕組みとマッチングをしています。共生社会をどうやって捉えていくか、地域でボランティア外国人のマッチングを通じて社会を考えるNPOです。

この他、エンパワメントみえ等を推薦します。